

いじめ防止基本方針

雲南市立阿用小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という基本理念に立ち、未然防止に全力を注ぐ。発生した場合には、関係機関との連携を密にし、適切かつ迅速に対応し、再発防止に努める。

いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条より)

本校では、いじめを訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止めて、事実関係を確かめるとともに必要な対応をとる。

未然防止のための具体的な取り組みについて

・未然防止のための具体的な取組 (チェック)

1. 組織的な取組（やるべきことをやる）

教職員の意識改革を図る。

いじめの定義を再確認するとともに、からかいやひやかし、無視などのちょっとした言動も根本はいじめと同じと捉えてしっかりと対応していく。

教職員の言動が児童に与える影響を考え、温かい言葉がけや一人ひとりを大切にされた対応をする。

その場での指導を徹底する。(人権問題には毅然とした態度で対応する)

師弟同行・率先垂範を通して、指導や観察を行う。

職員研修の充実を図るとともに、人権感覚を磨く。

各種研修報告を徹底する。

職員会議での5分間研修を実施する。(校長通信を活用して)

人権・同和教育や道徳の時間を要とした道徳教育を推進する。

人権旬間の取組を充実する。

道徳の時間を確保する。

教科学習等での道徳教育・人権教育を意識して進める。

心を動かす本の読み聞かせや教師の説話を、道徳の時間や朝の会で実施する。

2. 相談体制の充実

- 毎学期に1回、教育相談週間を設けて、全児童との面談を実施する。また、必要に応じて、児童と話し合う日常相談の機会を設ける。
- 相談箱を常設し、児童がいつでも相談できる機会を設ける。
- 保健室の相談機能を強化する。
 - 来室児童とのやりとりから、児童理解を進める。
 - 来室児童について、担任・保護者との情報共有を図る。
 - 健康観察の結果を生かして、一人ひとりへ対応する。
 - S Cの年間20時間を効率的に活用する。

3. 児童理解の深化（実態把握）

- 児童を多面的に捉える。
 - 自己評価や相互評価の場を設定する。
 - 教職員が気づきメモ・気づき伝言に努める。全教職員が46人の担任である。
 - 担任以外の児童について、気づいたことを担任に伝えていく。
 - 日記や生活ノートなどを通して、児童と心の交流を図る。
 - 日常の観察をしっかりと行い、記録をとる。
 - 1日を通して観察のポイントを共通理解し、より細かに観察する。
 - ～朝の会から帰りの会まで・ノートや持ち物の点検なども含めて～
 - 校内巡視を実施し、児童への声かけをする。
 - 児童アンケートを実施する。
 - ・教育相談週間の前に、「生活アンケート」
 - ・「生活アンケート」以外の月に、「いじめアンケート」

4. 情報の共有（報告・連絡・相談）

- 何でも話し合える教職員集団をつくる。まず、教職員同士の挨拶から始める。
- 職員会議で児童の情報交換をする。
 - 少しでも心配という気がした児童について、毎週の職員会議で情報の共有を図り、必要があれば、教育相談委員会、人権相談委員会、いじめ防止推進委員会、特別支援委員会を開催し対応を協議する。（早期発見・早期対応、教職員の連携）
- 日常的な情報交換をする。
 - 一人で抱え込まないように、職員室で同僚に相談する。少しでも心配なことがあれば管理職に相談する。職員室で児童について情報交換する時には、来校者や児童の在室に配慮すること。

5. 集団づくり（仲間づくり）

- 朝の会、帰りの会での活動を工夫する。
- 人間関係育成の取組をする。
 - （縦割り班活動・ソーシャルスキル・構成的グループエンカウンターなど）
- アンケートQUの結果分析・研修会（夏季休業中に実施）を生かした取組の推進。

6. 進路保障（学びづくり）

- 日々の授業を大切にする。だれにもわかる・一人ひとりが生かされる授業を追求する。
- 読書活動の充実を図る。
- 一人ひとりの学びを育てるノート指導の充実を図る。
- 授業研究を推進する。（研究推進計画に従って実施）

7. ふるまいしまね（くらしづくり）

- 月目標の設定とふりかえりの場を設定する。
- 学期に1回の生活カード週間の実施により、望ましい生活習慣を確立する。
- 毎月第3日曜日の「雲南かていの日」の取り組みを通して、家族とのふれあいを深め、体験を増やす。

8. 連携

- 市教委の学校訪問等を通して、指導を受ける。必要に応じて、SCを活用。
- ふるさと教育を推進し、地域の一・もの・ことを活用して学習を進める。
 - 3世代交流などの行事を通して、児童と地域住民との交流を図る。
- 保護者との連絡を密にし、一人ひとりに応じた教育を心がける。
 - 連絡帳、電話、家庭訪問、学校での個人面談など必要に応じて学校での様子やできごとを伝えたり、対応を相談したりする。よいことも積極的に伝えていく。
 - 学習公開日、学級懇談、講演会などへの参加を呼び掛けて、学校の様子を知ってもらったり、情報交換したり、また、共に学んだりする。

9. その他

- 児童会活動・クラブ活動の充実を図る。
 - あおぞらの家訪問や各種集会の開催で児童が中心となった取組を進め、人権意識を高めたり、ぼかぼか言葉を使うようにしたりする。
- 昼休みの遊びを豊かにする。
 - 遊びの指導をしたり、遊び道具を準備したりして、楽しく過ごす昼休みを創り出す。
- 教室をはじめ、校舎内外の環境美化に努める。

いじめが発生した場合の対応について … 別紙参照

いじめ対応のながれ

雲南市立阿用小学校

いじめとは (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの対応についての基本的認識

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- いじめ問題は学校(教師)の指導のあり方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域等の関係者が一体となって取り組む必要があること
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

子どもたちへの指導

学校の指導体制・教職員

保護者等との連携

未然防止

- 友だちのよさを認め合う学級づくり
- 楽しく学ぶことができる学習集団づくり
 - 聴き合う授業
 - 間違いを認め合う授業
 - 思考がはたらく授業
 - ノートを大事にする授業
- 友だちの気持ちを考えることができる仲間づくり

- ☆児童理解の深化
 - 家庭訪問・個人面談の実施
 - 児童アンケート・教育相談の実施
- ☆自尊感情の育成を目指す学級経営
 - 規律と活気ある学級集団づくり
 - 授業を通しての生徒指導・認め合う仲間づくり
- ☆人間関係を育てる特別活動の展開
- ☆教職員の在り方
 - 専門性の向上や人権感覚を磨くための研修
- ☆道徳教育、人権・同和教育の充実

- ◇学習公開日・学級懇談、講演会、行事への積極的な参加の呼びかけ
- ◇連絡帳、電話、訪問、面談などによる日常的な連絡・情報交換

いじめへの対応

- 相談窓口を周知しておく。
- 「知らせる勇気」を持つ。

- 子どもたちへの聞き取り。

被害者・周囲の子
加害者の順番で

- ☆早期発見・早期対応⇒管理職への報告
 - 全教職員で全児童を見守る。
 - 日常的な児童とのコミュニケーションを充実する。
 - どんな些細なことでも報告し合う。
- ☆対応チームの編制⇒対応会議の開催
 - いじめ防止推進委員会(校長、教頭、生徒指導主任、人権・同和教育主任、養護教諭、担任)
- ☆対応方針の決定・役割分担⇒全職員の共通理解
- ☆事実関係の正確な把握・情報収集
 - 迅速かつ正確に行う。
 - 複数で聴取し、記録をとる。
 - 必要に応じてアンケート調査をする。
 - 情報源は明かさない。
- ☆関係者への対応(日常の教育活動の維持に努める)

- ◇保護者や地域からの情報に真摯に対応する。
 - 秘密の厳守
 - 迅速な対応
- ◇教育委員会への第一報。
- ◇PTA役員との情報交換。
- ◇スクールカウンセラーの派遣申請
- ◇教育委員会と緊密な連絡をとり対応する。

被害児童・保護者への対応

- ・全力で守り通すこと、秘密を守ることを保障する。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに共感しながら事実を聞く。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるとともに、継続して支援していくことを伝える。
- ・保護者との緊密な連携

加害児童・保護者への対応

- ・いじめの行為やそのときの気持ちを受容的に聴く(理詰めで追い詰めることは避ける)。
- ・気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせ良い方向に導く。
- ・※言い訳、ごまかしは許さない。
- ・自分が加害者であることを自覚させ、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・保護者への伝えや連携

観衆・傍観者への対応

- ・いじめは学級全体の問題であるとして対応していく。
- ・いじめの事実を伝えることは、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・いじめは許さないという毅然とし教師の姿勢を示す。
- ・これからどのように行動したら良いかを考えさせる。
- ・これまでの集団行動規範や言葉遣いを振り返らせる。

保護者への対応

- 保護者説明会の開催
 - ・事実関係の説明
 - ・学校の対応状況の説明
 - ・今後の指導方針の説明
- ・質疑
- ・保護者と緊密な連携

地域・マスコミへの対応

- 市教委の指示で対応
 - ・市教委・校長が窓口。
 - ・確実な事実のみ発表。
 - ・人権、プライバシー保護。

支援の継続

- 日記やアンケート、教育相談の実施により、心のケアを図る。
- 学級の全体指導で想いを伝え合う。

- ☆通常の教育活動へ速やかに移行する。
- ☆被害児童への支援の継続、加害児童への指導や今まで以上の関わりの継続、集団のエネルギーをプラスの方向に向けるなど見守りや指導を継続していく。
- ☆対応の評価をし、未然防止の取組の見直しを図る。

- ◇保護者との日常的な連携に努める。